



No.	区域線
A	大阪府と和歌山県との行政界

- : 熊野街道
- - - - : 街道（景観行政団体部分）
- . . . . : 街道（道が喪失しているところ）

※歴史的街道区域（一般区域）は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域（道路の端から両側10mの幅の区間を合わせた区域）です。